

新型コロナウイルス感染症に係る経済的な支援制度

【緊急性が高い場合に利用できるもの】

名称	種別	概要	問い合わせ先
1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度	貸付	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、一時的な生活資金に困窮している方に対する10万円以内の貸付(特別な場合は20万円以内)	社会福祉協議会

【以前から利用できるもの】

名称	種別			保証人	対 象 (制度の概要の詳細は問い合わせ先でご確認ください)	問い合わせ先				
	給付	貸付 無利子 有利子	減免等 授業料			各 学校	島 根 県	福 祉 事 務 所	社 福 協	そ の 他
2 生活福祉資金(教育支援資金) 【(教育支援費・就学支度費)】		○		△	・島根県内に居住する方 ・収入が少ない世帯で、必要な融資を他から受けることが困難であると認められる世帯の方	○			○	民
3 生活福祉資金 【福祉資金(技能習得費・福祉費)】		○ (○)		△		○			○	民
4 生活保護法による教育扶助費等	○				生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた方		地	○		
5 就学援助費	○				経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者	○				教委
6 私立中学校の授業料減免事業				○	家計急変により、市町村民税所得割額が304,200円未満となった世帯の生徒	○	総			
7 (公)高等学校等就学支援金 (私)高等学校等就学支援金				○	都道府県民税、市区町村民税所得割の合算額が507,000円未満の世帯の生徒	○	管			
8 (公)県立高等学校授業料減免制度(家計急変による減免)				○	就学支援金の認定を受けていない世帯で、保護者等の家計急変により就学支援金の認定基準相当となった世帯の生徒	○	管			
9 私立高等学校等の授業料減免制度				○	市町村民税所得割が非課税の世帯、または家計急変により所得割額が非課税相当となった世帯の生徒	○	総			
10 (公)高等学校等奨学のための給付金	○				・保護者等が島根県内に居住している生徒 ・市町村民税所得割が非課税の世帯、生活保護法の規定による生業扶助を受けている世帯の生徒	○	管			
11 (私)高等学校等奨学のための給付金	○					○	総			
12 生活保護法による高等学校等就学費	○				生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた人		地	○		
13 島根県育英会高等学校等奨学資金		○		○	・島根県出身の生徒 ・経済的理由により修学が困難な生徒	○				島
14 島根県立高等技術校授業料減免				○	経済的理由等によって授業料・寄宿舎使用料の納付が困難な方	○				
15 母子父子寡婦福祉資金 (就学支度資金)		○		△	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する子ども、または父母のない子ども、寡婦が扶養する子ども(孫、ひ孫等を含む)		青	○		
16 母子父子寡婦福祉資金(修学資金)		○		△			青	○		
17 母子父子寡婦福祉資金(修業資金)		○		△			青	○		
18 母子父子寡婦福祉資金 (就職支度資金)		○		△	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する子ども、または父母のない子ども、寡婦が扶養する子ども(孫、ひ孫等を含む)		青	○		

<保証人欄の見方> ○=保証人が必要 △=保証人が必要な場合がある

< 問い合わせ先の見方 >

【各学校】 在籍または進学予定の学校

【島根県】

〔管〕:教育委員会学校企画課 管理・支援グループ 0852-22-5410

〔総〕:総務部総務課 私学・県立大学室 0852-22-5017・5018

〔地〕:健康福祉部地域福祉課 生活保護グループ 0852-22-6525

〔青〕:健康福祉部青少年家庭課 ひとり親支援グループ 0852-22-6688

【福祉事務所】 お住まいの市町村の福祉事務所

【社福協】 お住まいの市町村の社会福祉協議会

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係 0852-32-5996

【その他】

〔教委〕:お住まいの市町村の教育委員会

〔民〕:島根県育英会 0852-28-1981

〔島〕:お住まいの地区の民生委員